**Alegrarse meguro　会員規約**

第１条（入会資格）  
本会に入会できる方は、以下の各号に該当する方とします。

(1)　入会を希望する者は、所定の「入会申請書」に必要事項を記入し、入会金と会費を添えて、

手続きを行う。

(2)　本会の会則を遵守し、利用している施設のルールを厳守できる者とする。

(3)　空手道の稽古時は、空手着を着用し、必要な防具を着用する。

(4)　入会に際し、基礎疾患など、病気や障がいがある場合は、事前に申告をする。

第２条（会費等）  
会員は、月謝または都度払い等の会費を支払うものとする。

第３条（退会）

本会の会員は、次に掲げる事由によって退会する。退会手続きは、主催者にその旨、申告する。

また、他の会員に不快感や嫌悪感を与えたり、危険を及ぼすと主催者が判断した場合、除名できる。  
退会に際しては、入会金等一切の返金は行いません。

1. 会員による退会の申し出
2. 死亡、失踪宣言
3. 会費の滞納
4. 除名
5. 本会の解散
6. 塾長の許可なく営利活動、他の目的に利用を行った場合
7. 入会申請書に、職業、身分等重大な虚偽内容がある場合

第４条（稽古の禁止）  
次の各号に該当する方は稽古の参加を禁止する。

１．健康状態に異常があり、医師から運動を禁止されてた場合。  
２．感染症及び感染性のある皮膚病の方。  
３．一時期な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。  
４．飲酒等により、正常な稽古ができないと判断した方。

５．責任者の許可なく写真、動画撮影を行う。また、その内容を一般公開した場合。

６．指導中の指示に従わなく、他の会員に影響を及ぼすと判断した場合。

第5日条（会員の休会）  
会員本人の都合により休会を希望する場合は、速やかに申告すること。

第６条（けが・事故の防止等）

会員は、稽古中においては、武道の稽古であることを自覚し、常に自己及び他の会員の危険回避を怠ることなく、体調を整え、けが、事故等の防止に努めなければならない。

２　会員は、体調不良時またはけがのある場合、体調不良の原因、けがの程度を必ず主催者に報告し、稽古への参加については、自己の責任において、参加、不参加を判断しなければならない。

３　会員は、前項により報告を受けた主催者が不適切と判断した場合、稽古を一時休止し、体調の改善、けがの治療に努めなければならない。

第７条（けが、事故）

稽古中の会員のけが、事故等については、主催者の重大な過失が認められる場合を除いて、本会として一切の責任を負わない。

第8条（入会不可）

暴力団員、またそれに準ずる組織に関係する方は入会出来ません。

また、医師から運動が禁止されてる方、伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方は入会ができません。

第９条（会則の改定）  
本会は必要に応じ、会則の改定を行うことがある。

第10条（会則の発効）  
本会則は入会時より発効致します。

2020年10月1日制定